佐

(山瀬小学校6年)

《交通安全標語優秀作》

だ

61

け

そ

 \mathcal{O}

「まだ

67

け

る

が

住宅用火災警報器の寿命は、 設置後約10年が目安です!

●住宅用火災警報器は、火災をいち早く察知する ためにとても有用ですが、故障や電池切れによ り、いざというとき正常に作動しない場合もあ ります。

万一の火災に備え、住宅用火災警報器を定期的 に点検しましょう。

●住宅用火災警報器の寿命は、約10年が日安と されています。

本体に記載されている製造年などを確認し、寿 命が経過したものは交換しましょう。

- ●高所に設置している住宅用火災警報器を点検・ 交換する場合は、ケガをしないよう十分注意し ましょう。不安な場合は、無理せず周囲の人に 依頼することも検討しましょう。
- ●住宅用火災警報器の点検方法は、取扱説明書や メーカーのホームページなどで確認しましょう。

防災対策課

☎ 22-2235 FAX 22-2248

問い合わせ 徳島中央広域連合消防本部消防課

☎ 26-1191 FAX 24-9918

市営墓地を新たに使用する場合や 墓地の改葬(遺骨の移動)をすると きは、申請が必要です!

市営墓地について

墓地(既設・新設)によって使用料に違いがあ ります。また、市営墓地内でお墓が建っていない 区画があっても空いているとは限りません。

お墓(区画内)の除草は使用者の方がしてくだ さい。また、墓地内のゴミは持ち帰って処分して ください。

墓地の改葬について

墓地の改葬(遺骨の移動)を希望する方は、事 前に改葬許可が必要です。また、改葬後に区画を 使用しない場合は、墓石を撤去のうえ、墓地返還 届を提出してください。

※注意

自己所有の土地や墓地として認可を受けていない霊園 などにお墓を建てることは違法です。撤去などの罰則が 科せられますので、必ず事前確認をお願いします。

環境企画課

☎ 22-2230 FAX 22-2247

令和6年度 軽自動車税(種別割) のグリーン化特例のお知らせ

平成27年度税制改正で実施されたグリーン化 特例(軽課)について、適用期限が延長されてい ます。

三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能お よび燃費性能の優れた環境負荷の小さいものにつ いて、初度検査の翌年度分に限り軽自動車税(種 **別割)が軽減**されます。令和5年4月1日から令 和6年3月31日までに初度検査を受けた軽自動 車については、下記の車両が適用対象となります。

軽乗用車	軽貨物車	軽減率
電気自動車など(*1)	電気自動車など	約 75%軽減
令和 12 年度燃費 基準 90%達成 (営業用に限る)(*2)		約 50%軽減
令和 12 年度燃費 基準 70%達成 (営業用に限る)(*3)		約 25%軽減

- (*1) 電気自動車など:電気自動車および天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合車または平成21年 排出ガス規制に適合し平成21年排出ガス基準値 NOx10%以上低減車に限る。)
- (*2)(*3) 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★ ★★★) または平成30年排出ガス基準50%低減 達成車に限る。

問い合わせ

☎ 22-2215 FAX 22-2247

■「レッツ・クリーン|環境美化活動

~市内一斉「ポイ捨てごみ」清掃活動に ご参加ください!~

令和6年度に「レッツ・クリーン」環境美化活 動を予定しています。道路沿い、公園、河川敷な どの「ポイ捨てごみ」をなくし、快適な生活環境 を守るため、地域ぐるみで一斉に身の回りの環境 美化を行いましょう。申し込みは4月以降に受け 付けを予定しています。詳細は「広報よしのがわ」 令和6年度4月号にて確認してください。



問い合わせ

環境企画課

☎ 22-2230 FAX 22-2247

▋「パワー・デイ」参加者募集

運動習慣をつくりましょう!

対象者 市内在住の65歳以上の方で、介護保 険サービスを利用していない方

※一度参加した方でも1年以上経過している場合 は、再度申請できます。

利用期間 4月~6月、各コース週1回

利用コース・運動内容

水中運動 (プール) 温水プールで歩行を中心とした運動

■マシントレーニング

トレーニング機器などを使用した運動

実施場所 吉野川リハビリセンター

(健祥会インディペンデント吉野川)

川鳥町川島106番地2

☎26-3010 FAX26-3011 ※見学も歓迎しています。

利用料 250円/1回

申請に必要なもの 印鑑

※申請書は、長寿いきがい課(本館2階)、各支 所(川島・山川・美郷)、健祥会吉野川リハビ リセンターに備えています。

申請締切 3月8日 金

問い合わせ

長寿いきがい課

☎ 22-2264 FAX 22-2260

戸籍証明書の広域交付のお知らせ

3月1日から、本籍地が吉野川市以外の方の戸 籍および除籍についても、本市の窓口で戸籍証明 書を請求し、交付を受けることが可能となります。

交付できる証明書

- ●戸籍(除籍)全部事項証明書
- ●改製原戸籍謄本 除籍謄本

請求できる方 戸籍などに記載されている方、配 偶者、直系尊属または直系卑属の方

※代理人、第三者などによる交付の請求は認めら れません。

請求に必要なもの 本人確認書類 (マイナンバー カード、運転免許証、パスポートなど)

※官公署が発行した顔写真付きの証明書に限ります。

詳細については、広報3月号および市ホーム ページに掲載予定です。

戸籍届け出時における戸籍証明書 の添付について

これまで、本籍地以外で戸籍届け出をする場合 において、届け出に戸籍証明書の添付が必要でし たが、3月1日から原則として不要となります。

問い合わせ

市民課

☎ 22-2210 FAX 22-2245

吉野川市 市制 20 周年記念事業 吉野川市フォトコンテストを開催しています!!

~写真でめぐる吉野川市の歩み~

吉野川市は、令和6年10月1日に市制施行20 周年を迎えます。20周年を迎えるにあたり、こ れまでの吉野川市の歩みを振り返り、未来に残し たい写真を広く募集しています。

募集内容

テーマ1:一番好きな吉野川市の風景

テーマ2:ある日の日常の1枚、イベントや行事 の様子

テーマ3:懐かしい思い出の1枚

(平成 16年 10月 1日以降の写真)

応募資格 どなたでも(20周年を共に盛り上げたい人) ※日本在住の方に限ります。

応募期限 3月31日回まで

表 彰 各テーマごとに

グランプリ 1作品

賞品(10,000円相当の吉野川市特産品)

準グランプリ 2作品

賞品(5,000円相当の吉野川市特産品)

• 入賞 5 作品

賞品(3.000円相当の吉野川市特産品)

応募方法

インスタグラムまたは 応募フォームのいずれか により応募できます。

募集要項など、詳細は 市ホームページにて確認 してください。



インスタグラム 応募フォーム





市ホームページ



問い合わせ 市長公室 ☎ 22-2203 FAX 22-2244